

# 相楽東部広域連合第3次広域計画

## 第1 広域計画の概要

### 1 広域連合の設立経緯及び趣旨

笠置町、和東町及び南山城村（以下「関係町村」という。）は、少子・高齢化や高度情報化、国際化など急速に変化しつつある社会経済情勢と地方分権の流れや今日の危機的な行財政状況に対応するため、平成18年4月に相楽東部広域業務連携協議会を設立して関係町村の広域的な業務連携を推進することとし、広報誌「れんけい」の発行をはじめとする連携事務を実施するとともに、更に連携を強化していくための方途について協議を重ねてきた。

その結果、より効果を発揮するためには、広域連合化を行うことが最適との結論に達し、関係町村の議会の議決を経て平成20年12月22日に相楽東部広域連合（以下「広域連合」という。）が設立された。

広域連合では、そのスケールメリットを活かしつつ、徹底した行財政の効率化を図るとともに、それぞれの地域特性を活かしながら、地域振興や住民の福祉の向上を図ることとしている。

### 2 広域計画の趣旨

相楽東部広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」という。）は、関係町村の広域事務を総合的かつ計画的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定する計画である。

第3次広域計画は、これまでの広域計画に引き続き広域連合及び関係町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものである。

### 3 広域計画の項目

広域計画は、相楽東部広域連合規約（以下「規約」という。）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 広報誌の発行に関する事
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第15条に規定する町村審査会（以下「障害支援区分審査会」という。）の設置及び運営に関する事
- (3) 福祉有償運送共同運営協議会の設置及び運営に関する事
- (4) 要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する事
- (5) 障害者自立支援協議会の設置及び運営に関する事

- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織及び運営に関すること
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにじんかい処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関すること（ただし、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収する事務を除く。）
- (8) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する附属機関（以下「いじめ調査委員会」という。）の設置及び運営に関すること
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関すること
- (10) 規約別表第1に掲げる施設（笠置児童館）の設置及び管理に関すること
- (11) その他関係町村の広域的な行政課題に係る調査・研究に関すること
- (12) 広域計画の期間及び改定に関すること

## 第2 広域連合が行う事務

広域連合が行う事務は、次のとおりとする。

### (1) 広報誌の発行に関する事務

広域連合と関係町村の役割分担のもと、広報誌の発行に関する事務を行う。

- ア 広報誌の企画・編集に関すること
- イ 広報誌の発行に関すること
- ウ 広報誌の住民への配布に関すること
- エ その他必要と認める事項

### (2) 障害支援区分審査会の設置及び運営に関する事務

広域連合に障害支援区分審査会を設置し、介護給付費等の支給に関する審査を行い、障害者総合支援法の円滑な運営に寄与する。

- ア 介護給付費等の支給申請の受理に関すること
- イ 介護給付費等の障害支援区分の審査及び認定に関すること
- ウ 介護給付費等の支給の要否の決定に関すること
- エ その他必要と認める事項

### (3) 福祉有償運送共同運営協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域福祉有償運送共同運営協議会を設置し、関係町村の地域におけるNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の登録を得て行われる有償ボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議し、住民福祉の向上に寄与する。

- ア NPO等による道路運送法第79条の登録及び更新の登録内容に関すること
- イ NPO等が実施する有償運送事業における課題と問題点に関すること
- ウ NPO等が実施する有償運送事業の適正実施に関すること
- エ その他必要と認める事項

(4) 要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域要保護児童対策地域協議会を設置し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護を図る。

- ア 要保護児童に対する援助に関すること
- イ 要保護児童に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること
- ウ 要保護児童に関する広報・啓発の推進に関すること
- エ その他必要と認める事項

(5) 障害者自立支援協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域障害者自立支援協議会を設置し、関係町村における障害者の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行い障害者福祉の充実を図る。

- ア 委託相談事業者の運営評価等に関すること
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- エ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- オ その他必要と認める事項

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織及び運営に関する事務

関係町村における教育行政の体制の充実・整備を図るため、広域連合に教育委員会を設置し、関係町村がこれまで長年をかけて築いてきた歴史や文化の伝統を重んじつつ、これらの多様性や独自性を活かして一体感のある教育行政を目指す。

広域連合は、関係町村の教育行政全般を所掌するとともに、次に掲げる事項について充実・整備を図る。

- ア 教育行政の基本方針等の策定に関すること
- イ 教育分室の設置・運営に関すること
- ウ 組織及び職員体制の整備に関すること
- エ 社会教育施設使用料等の調整に関すること
- オ 指導主事・社会教育主事の配置の充実にに関すること
- カ 社会教育委員・体育指導委員の委嘱に関すること
- キ 文化財保護行政の体制の整備に関すること
- ク その他の必要と認める事項

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにじんかい処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関する事務（ただし、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収する事務を除く。）

広域連合は、次に掲げる事項について関係町村の廃棄物の適正な処理の推進を図る。

- ア 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に関すること
- イ 一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理業務並びに処理及び清掃に関すること
- ウ じんかい処理施設（相楽東部広域連合立相楽東部クリーンセンター）の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関すること
- エ 一般廃棄物処理に係る公害防止に関すること
- オ その他必要と認めた事項

(8) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する、いじめ調査委員会の設置及び運営に関する事務

調査委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、答申する。

- ア いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめが発生し、相楽東部広域連合教育委員会が同項に基づき行った当該いじめに係る調査結果の再調査に関すること
- イ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために広域連合長が講ずるべき措置に関すること

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務

広域連合は、次に掲げる事業を実施し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

- ア 地域住民並びに関係機関及び関係団体に対する支援チームの役割及び機能についての広報活動、協力依頼その他の普及啓発活動に関すること

イ 認知症初期集中支援活動に関すること

(10) 規約別表第1に掲げる施設の設置及び管理に関する事務

広域連合は、規約別表第1に掲げる施設の設置及び管理・運営を行う。

ア 笠置児童館の設置及び管理・運営に関すること

イ その他必要と認める事項

第3 その他関係町村の広域的な行政課題に係る調査・研究に関すること

(1) 調査・研究に係る経過

広域連合が行う事務については、第2(1)から(10)までに記載のとおり、その内容を拡大し、広域で事務を行うことの利点を活かした地域振興、行政サービスの維持向上に努めてきたところであるが、平成30年7月を最後に、広域連合が処理する新たな事務が追加されていない状況にある。

(2) 現状と課題

令和5年12月、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口によれば、2050年には笠置町367人、和東町1,306人、南山城村933人とされ、3町村を合わせても2,606人に減少するといった、大幅に縮む未来像が突きつけられている。

単一の町村では行政サービスの維持が困難になることが予想され、これまで以上に、人口減少、少子高齢化が進むなかで地域の課題解決を単一の町村ではなく、広域で取り組むことの必要性が高まっている。

現在、相楽地域における広域行政組織は、広域連合のほか、相楽広域行政組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、加茂笠置組合があり、また、笠置町と南山城村については、三重県伊賀市や奈良県山添村とともに定住自立圏を形成している。

このように、広域での事務処理を進め、相楽地域全体の振興発展や行政サービスの維持向上を図ってきているものの、今後、社会情勢の実情に合わせてスピード感を持って対応していくためには、特に相楽東部地域としての取り組みを一層進める必要がある。

そのためには、広域的な行政課題についての調査・研究を関係町村に限らず、広域連合においても主体的に行い、広域行政組織としての広域連合が担うべき役割を考えていく必要がある。

(3) 今後の方針と施策

広域連合においても、関係町村や「相楽東部未来づくりセンター」と連携し、相楽東部地域における広域的な課題に関する調査・研究を行うとともに、事務局を担う「相楽東部未来づくり推進協議会」などを活用し、京都府

からの技術的・財政的支援についても積極的に調整することとする。

その結果を踏まえ、関係町村が個別に行うよりも広域連合が処理することによって地域の振興発展、行政サービスの維持向上につながるものについては、広域連合が処理する事務に追加することも含め、人口減少、少子高齢化をはじめとする地域の課題解決に向けた取り組みを進めていくこととする。

(想定される具体的な取り組み)

- ・ 保育所の認定こども園化を見据えた保育士の人事交流の促進
- ・ データセンターの設置に向けた取り組みの推進
- ・ 各種技術職員など技術センター化の検討に向けた共同研修の実施
- ・ 一般廃棄物に係る広域処理等に向けた検討
- ・ その他事務の共同化の拡大

#### 第4 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、5年ごとに必要な改定を行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行う。